平成２８年（フ）第３号
石川県七尾市津向町ホ部35番地２
債務者　川端　一子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第２９号
山梨県山梨市下神内川251番地１　藤巻アパート２号室
債務者　加々美花枝
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
山梨県甲府市城東５丁目１番５号　ハイムセア１Ｂ、住民票上の住所山梨県甲府市池田１丁目11番57号
債務者　風間　一博
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
山梨県甲府市国母５丁目２番９号
債務者　新谷　　眞
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４２０号
岐阜県瑞穂市十九条286番地１　サンフラワー　Ａ－201号、前住所岐阜市須賀３丁目12番３号
債務者　今井かおる（旧姓相原）
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３１号
岐阜県各務原市蘇原柿沢町１丁目48番地２
債務者　山口　藤枝
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６７１号
兵庫県西宮市上甲子園４丁目14番７号　フレグランス上甲子園103号
債務者　秋山　和美
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７４号
兵庫県尼崎市御園１丁目20番１－111号、前住所兵庫県尼崎市御園２丁目15番４－508号
債務者　若村　翔太
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北３丁目501番地大雄マンション102号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区下野田４丁目412番地
債務者　谷口　浩司
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第６７号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋571番地の１　サニーコート１－104号
債務者　中澤　百合
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第６９号
兵庫県加古川市別府町新野辺3147番地　灘ハイツ101号
債務者　北角　朋寛
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７７号
兵庫県加古川市米田町平津124番地の１　樫木ハイツⅠ－２号、従前の住所兵庫県加古川市志方町志方町1179番地の１　クリースⅡ－102号
債務者　根本　律子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１１号
奈良市大宮町４丁目270番地の10　ルデバール新大宮202号
債務者　伊藤　孝代
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３５号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　10－402
債務者　大塚　利恵（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４０号
奈良市佐保台西町23番地　ダイヤモンドベイ平城山309号
債務者　青木みどり
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４５号
奈良市三条大路１丁目２番１－203号
債務者　黒澤　純子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
奈良地方裁判所